

『町民税・県民税申告書』の作成方法

『町民税・県民税申告書』は、次の1～2の手順で作成します。

1、所得を算出する

(1) 所得の種類と所得金額の算出方法

令和2年中（1月～12月）の各所得が今回の申告の対象です。

所得の種類	所得の例	所得の算出方法
①事業所得	営業、農業など	営業や農業の収入金額－必要経費（収支内訳書作成）
②不動産所得	地代、家賃、権利金など	地代、家賃、権利金などの収入金額－必要経費（収支内訳書作成）
③給与所得	サラリーマンの給与など	下記参照
④一時所得	生命保険の満期金や懸賞金など	(生命保険の満期金や懸賞金などの収入金額－必要経費－特別控除50万円) × 2分の1
⑤雑所得	公的年金、個人年金、シルバー人材センターの配分金など他の所得にあてはまらない所得	公的年金：下記参照 公的年金以外：その他の雑収入金額－必要経費額
⑥非課税所得	遺族年金、障害年金、雇用保険の失業手当、労災保険の給付など	所得＝0円（非課税所得のみの場合は「遺族年金のみ」等、その旨を申告書へ記載してください）

(2) 給与所得額の求め方

次の表で給与所得額を計算します。

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円以下	0円
551,000～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	端数整理額 [※] ×2.4+100,000円
1,800,000～3,599,999円	端数整理額 [※] ×2.8－80,000円
3,600,000～6,599,999円	端数整理額 [※] ×3.2－440,000円
6,600,000～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

【計算例】

(給与収入が463万円の場合)

① 最初に「端数整理額」を求める。

$$4,630,000円 \div 4 = 1,157,500円$$

「端数整理額」＝1,157,000円（千円未満切捨て）

② この「端数整理額」を基に左の計算式に当てはめて「給与所得」を計算する。

$$1,157,000円 \times 3.2 - 440,000円$$

$$= 3,262,400円（給与所得）$$

$$\text{※「端数整理額」} = \text{収入金額} \div 4 \text{（千円未満切捨て）}$$

※下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

$$\text{計算式} \quad (\text{給与等の収入額 (最高1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、その合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

(注) ア 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の上限は10万円

イ 上記1. の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の金額

$$\text{計算式} \quad \text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} - 10\text{万円}$$

(3) 公的年金等所得額の求め方

次の表で公的年金等所得額を計算します。（小数点以下切り捨て）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の方 (S31.1.2以後 に生まれた方)	130万円未満	(A)-600,000	(A)-500,000	(A)-400,000
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75- 275,000	(A)×0.75- 175,000	(A)×0.75- 75,000
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85- 685,000	(A)×0.85- 585,000	(A)×0.85- 485,000
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95- 1,455,000	(A)×0.95- 1,355,000	(A)×0.95- 1,255,000
	1,000万円以上	(A)-1,955,000	(A)-1,855,000	(A)-1,755,000
65歳以上の方 (S31.1.1以前 に生まれた方)	330万円未満	(A)-1,100,000	(A)-1,000,000	(A)-900,000
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75- 275,000	(A)×0.75- 175,000	(A)×0.75- 75,000
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85- 685,000	(A)×0.85- 585,000	(A)×0.85- 485,000
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×0.95- 1,455,000	(A)×0.95- 1,355,000	(A)×0.95- 1,255,000
	1,000万円以上	(A)-1,955,000	(A)-1,855,000	(A)-1,755,000

【計算例】

65歳以上の方で年金収入が350万円の場合
(年金以外の所得がない場合)

$$3,500,000円 \times 75\% - 275,000円$$

$$= 2,350,000円（公的年金等所得額）$$

2、所得控除額を算出する

(1) 所得控除①

- ◆ 雑損控除～地震保険料控除は、令和2年中（1月～12月）に支払ったものが今回の申告の対象です。
- ◆ 障害者控除～勤労学生控除は、令和2年12月31日（年の途中で死亡した方は死亡日）現在で判定します。
- ◆ 本表は町民税・県民税用であり、所得税（確定申告）とは控除額が異なります。

控除の種類	控除内容
雑損控除額	$\left. \begin{array}{l} \text{差引損失額－総所得金額等の合計額} \times 10\% \\ \text{差引損失額のうち災害関連支出の金額－50,000円} \end{array} \right\} \text{いずれか多い方の金額}$ <p>* 差引損失額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額</p>
医療費控除額 (明細書提出)	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った医療費の総額} \\ \text{－} \\ \text{保険金等で補填される金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{10万円と「総所得金額等の合計額の5\%」} \\ \text{のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right) \quad (\text{上限200万円})$
医療費控除の特例の控除額 (明細書提出)	<p>セルフメディケーション税制： 特定一般用医薬品等購入費－12,000円（上限8万8千円）</p> <p>※通常の医療費控除との選択適用</p> <p>※健康の保持増進及び疾病の予防への「一定の取組」を証する書類の添付が必要です。</p>
社会保険料控除額	<p>公的年金保険の保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の支払金額</p> <p>※国民年金保険料の場合、支払証明書等の提出又は提示が必要です。</p>
小規模企業共済等掛金控除額	<p>小規模企業共済契約に基づく掛金（旧第2種共済掛金を除く）、個人型年金制度の掛金及び心身障害者扶養共済制度の契約に基づく掛金の支払金額</p>
生命保険料控除額 (証明書提出)	<p>●旧制度（平成23年12月31日以前の契約）</p> $\left(\begin{array}{l} \text{一般の生命保険料を下の①～③に当てはめて計算した金額（上限35,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料を下の①～③に当てはめて計算した金額（上限35,000円）} \end{array} \right)$ <p>① 15,000円以下の場合 支払保険料の全額</p> <p>② 15,000円を超え、40,000円以下の場合 支払保険料×1/2+7,500円</p> <p>③ 40,000円を超える場合 支払保険料×1/4+17,500円</p> <p>●新制度（平成24年1月1日以降の契約）</p> $\left(\begin{array}{l} \text{一般の生命保険料を下の①～③に当てはめて計算した金額（上限28,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人年金保険料を下の①～③に当てはめて計算した金額（上限28,000円）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{介護医療保険料を下の①～③に当てはめて計算した金額（上限28,000円）} \end{array} \right)$ <p>① 12,000円以下の場合 支払保険料の全額</p> <p>② 12,000円を超え、32,000円以下の場合 支払保険料×1/2+6,000円</p> <p>③ 32,000円を超える場合 支払保険料×1/4+14,000円</p> <p>※ 生命保険料控除額は、新・旧制度のみでも併用した場合でも70,000円が上限額です。</p>
地震保険料控除額 (証明書提出)	<p>次の①、②の合計額（最高25,000円）</p> <p>① 支払った地震保険料の金額×1/2（上限25,000円）</p> <p>② 支払った旧長期損害保険料の金額のうち5,000円までの全額と5,000円を超える部分の1/2の金額との合計額（上限10,000円）</p> <p>※ 一つの損害保険契約等又は一つの長期損害保険契約等が地震保険料控除の対象となる損害保険契約等又は経過措置の旧長期損害保険料控除の対象となる長期損害保険契約等のいずれにも該当するときは、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。</p>
障害者控除額	<p>障害者 : 1人につき260,000円</p> <p>特別障害者[※] : 1人につき300,000円</p> <p>同居の特別障害者 : 1人につき530,000円</p> <p>※ 特別障害者とは、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級又は2級である方などです。（療育手帳についてはA、精神障害保健福祉手帳については1級の場合）</p>
寡婦控除額	<p>260,000円</p> <p>※ 寡婦は、次のいずれかに該当する方です。</p> <p>① 夫と死別した後婚姻していない方又は夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>② 夫と離婚しており、生計を一にする扶養親族（合計所得金額が48万円以下の子以外）を有する方で、合計所得金額が500万円以下の方</p>
ひとり親控除額	<p>300,000円</p> <p>※ ひとり親は、次の要件に該当する方です。</p> <p>① 婚姻歴の有無や性別に関係なく、生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下）を有する単身者で合計所得金額が500万円以下の方</p>
勤労学生控除額 (証明書提出)	<p>260,000円</p> <p>※ 勤労学生とは、大学、高等学校などの学生や生徒などで、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の方をいいます。</p>

(2) 所得控除②

- ◆ 配偶者控除～扶養控除は、令和2年12月31日（年の中で死亡した方は死亡日）現在で判定します。
- ◆ 本表は町民税・県民税用であり、所得税（確定申告）とは控除額が異なります。

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
配偶者控除額	配偶者の合計所得金額 48万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	老人控除対象配偶者※1	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額 48万円超～100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超～105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超～110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超～115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超～120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超～125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超～130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超～133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
備考	※1 老人控除対象配偶者とは、70歳以上の配偶者（S26.1.1以前出生） ※ 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合や、他の方の扶養親族になっている方又は、事業専従者として給与の支払いを受けている方は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。 ※ 同一生計配偶者（納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、他の方の扶養親族になっていない合計所得が48万円以下の人）については、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできませんが、その方が障害者控除の要件を満たす場合は、障害者控除の適用が可能です。また、町民税・県民税の非課税判定の人数にも含まれます。			
扶養控除額		控除額		
	① 下記②～④以外の扶養親族※1	330,000円		
	② 特定扶養親族※2	450,000円		
	③ 老人扶養親族※3	同居老親等※4	450,000円	
		その他	380,000円	
④ 16歳未満の扶養親族※5	0円			
	※1 扶養親族：生計を一にする親族で、事業専従者でなく、合計所得金額が38万円以下の方 ※2 特定扶養親族：扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれの方） ※3 老人扶養親族：扶養親族のうち70歳以上の方（昭和26年1月1日以前生まれの方） ※4 同居老親等：老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、自己又は自己の配偶者のいずれかとの同居を常況としている方 ※5 16歳未満の扶養親族については、控除額は0円ですが、必ずご記入ください。			
基礎控除額	納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下	430,000円	
		2,400万円超～2,450万円以下	290,000円	
		2,450万円超～2,500万円以下	150,000円	
		2,500万円超	適用なし	

3、その他（寄付金控除について）

控除の種類	控除内容
寄付金控除額	次のすべてを満たす場合、控除が適用できます。 ① 都道府県共同募金会、日本赤十字社支部、都道府県・市区町村が条例で指定した団体等、都道府県・市区町村に対する（ふるさと納税）寄附金 ② 2,001円以上の寄附金 ※ 別途、領収書等の提出が必要です。また、「町民税・県民税寄附金税額控除申告書」の添付が必要な場合があります。